

令和5年度 北海道被災宅地危険度判定士養成講習会

北海道建設部まちづくり局都市計画課開発指導係

次第

- 1 制度編
 - (1)講習会について (3分)
 - (2)制度について (10分)
 - (3)判定業務実施マニュアルについて (2分)

- 2 技術編（講習ビデオ）
 - (1)危険度判定マニュアルの解説 (57分)
 - ＜休憩＞ (5分)
 - (2)危険度判定票を作成してみよう (10分)
 - (3)事例紹介 (18分)

①講習会の趣旨

【講習会の目的】

大地震等に伴う被災宅地について、調査し、その危険度を判定するため、被災宅地危険度判定士(以下、「宅地判定士」)の業務を実施する能力を養成し、登録するため。

【講習会の位置づけ】

被災宅地危険度判定実施要綱第11条に基づき、道が、制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識習得のために実施する講習会。

【受講のポイント】

- ・どんな制度か
- ・何をするのか
- ・どのようにするのか



【危険宅地】
この宅地に入ることは危険です



【要注意宅地】
この宅地に入る場合は
十分に注意してください。



【調査済宅地】
この宅地の被災程度は
小さいと考えられます。

②講習会資料

	資料	略称	概要
制度編	・被災宅地危険度判定実施要綱	要綱	制度の目的、定義、役割等を定めたもの (全国協議会版と北海道版がある)
	・被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則	補償細則	補償制度の内容及び手続きを定めたもの
	・判定業務実施マニュアル	実施マ	判定業務実施のため、事前準備や自治体、宅地判定士が行うべき事項を示したもの。
	・北海道被災宅地危険度判定実施要綱	道要綱	危険度判定の実施に必要な事項を北海道が定めたもの
	・北海道被災宅地危険度判定士登録要領	登録要領	判定士登録、講習会実施、判定調整員の認定に必要な事項を北海道が定めたもの
技術編	・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル	判定マ	被災宅地の調査・危険度判定の作成について、手順等を示したもの。
	・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)	参考	調査・危険度判定の作成について、参考資料となるものをまとめたもの。
	・擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定作成の手引き	手引き	擁壁・のり面等被害状況調査、危険度判定票作成の手引きの作成について、手順などを示したもの。

①危険度判定制度について

【目的】

※要綱第1条

大地震等に伴う被災宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

※危険度判定実施の判断:震度5弱以上で広範囲に被災し、災害対策本部が設置された場合

【定義】

※要綱第2条

一 宅地 (危険度判定対象の宅地)	・住居である建築物の敷地 ・実施本部が認める、危険度判定が必要な建築物等の敷地(避難施設の敷地等) ・これらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。(敷地に接するがけ等)
二 危険度判定	宅地判定士の現地踏査により、 宅地の被災状況を調査 し、変状項目ごとの配点から 危険度を分類 することをいう。
三 危険度判定実施本部	危険度判定を実施するために 被災した市町村 の災害対策本部に設置する組織をいう。
四 危険度判定支援本部	被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する 都道府県 の災害対策本部に設置する組織をいう。

①危険度判定制度について

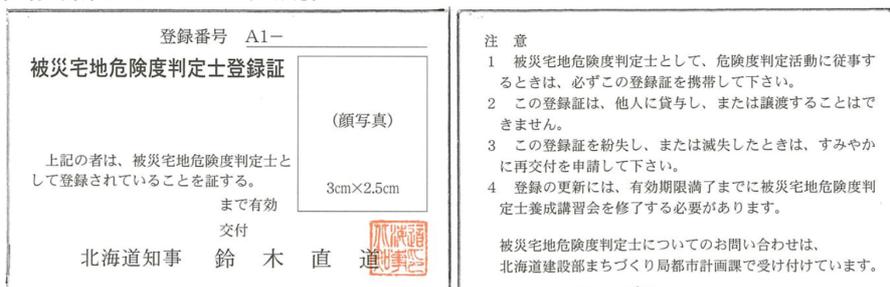
【判定結果の活用】

- ・**住民の安全確保**
- ・盛土規制法に基づく区域指定候補の抽出
- ・行政が実施する宅地耐震化推進事業の実施候補箇所の抽出

②宅地判定士について

※要綱第6条

- ・土木、建築等の技術者が、講習会を受講し登録された者
- ・判定活動時には、認定登録証を携帯
- ・有効期限は、5年(更新しなければ失効)



③危険度判定について

【流れ】

- ・擁壁、宅盤等の確認
- ・被害程度の点数化
- ・調査結果の掲示

【判定結果】



④制度制定の経緯について

■阪神淡路大震災(H7.1.17)

- ・住宅団地の宅地被害が多数発生、余震等による二次災害
- ・(独)UR都市機構や宅地擁壁技術協会等の調査実施
- ・危険度判定に関する**全国的な制度整備が必要**

■被災宅地危険度判定連絡協議会設立(H9.5.23)

【設立趣旨】

- ・全国相互支援体制の確立
- ・統一した判定基準の整備

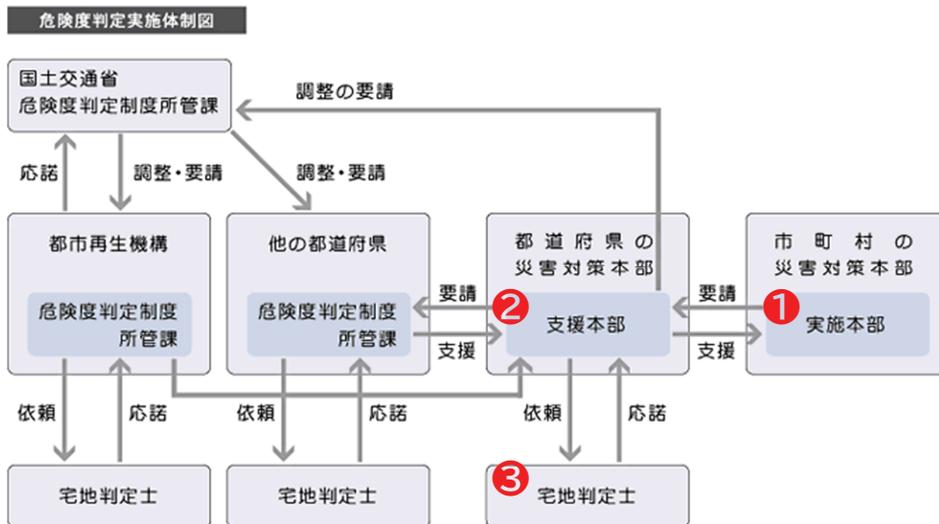
【構成員】

47都道府県、18政令指定都市、(独)UR都市機構、全国宅地擁壁技術協会(事務局)

⑤実施体制について

※要綱第3～4条

- ・実施主体は市町村(実施本部)①
- ・道は、市町村の要請により宅地判定士派遣等を支援(支援本部)②
- ・宅地判定士は、判定活動に協力(ボランティア)③



8

⑥実施本部について(被災市町村)

- ・被害情報の収集
- ・判定実施の要否の判断
- ・実施本部の設置
- ・判定の実施計画の策定
- ・道への要請(判定士派遣、資機材の提供等)
- ・宅地判定士の受入
- ・判定調整員の配置
- ・住民への広報活動

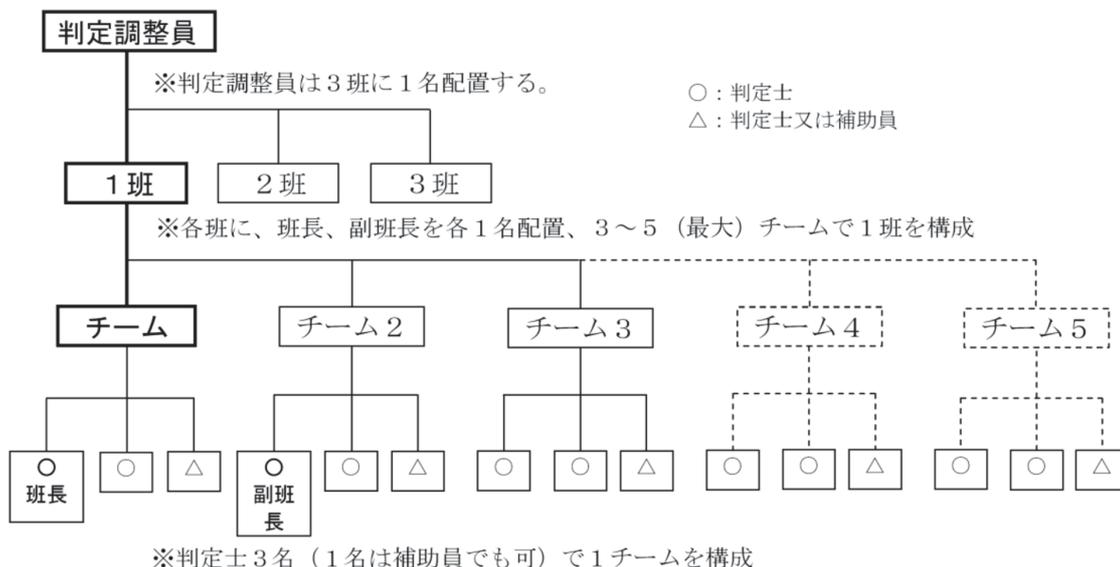
⑦支援本部について(北海道)

- ・支援本部を設置
- ・宅地判定士の招集・派遣
- ・判定活動に必要な資機材を提供
- ・国土交通省や他都府県に支援要請(災害の規模が極めて大きい場合)

9

⑧宅地判定士の役割について

- ・要請があった場合、協力可否の回答
- ・実施本部の指示に従い、危険度判定を実施
- ・判定結果の整理・報告



10

⑨宅地判定士の登録等について

※要綱第7～10条、登録要領第2～8条

【登録】

- ・講習会受講後、別記第1号様式を提出(顔写真を添付※講習会前に提出した場合を除く)
- ・必要に応じて、別記第2, 3号様式を提出(※講習会前に提出した場合を除く)

【更新】

- ・有効期限5年毎に、講習資料を確認後、別記第8号様式を提出(顔写真を添付)

【名簿記載事項の変更】

- ・名簿記載事項変更を届け出ようとする場合、別記第9号様式を提出(顔写真を添付)
- ※名簿記載事項:居住地、勤務先、電話番号など

【登録証の再交付】

- ・登録証の再交付を申請しようとする場合、別記第10号様式を提出(顔写真を添付)

11

⑩ 災害補償について

※補償細則第3条

■ 全国協議会が保証制度を整備

- ・本人または遺族に対する補償

死亡時	2千万円
後遺障害	限度額2千万円の範囲内の金額
入院	1日当たり5千円
通院	1日当たり3千円

- ・他人の損害に対する補償

1件当たり限度額1億円の範囲内の金額

■ 公務員判定士は公務災害を適用

① 事前準備

- ・市町村及び県の体制整備
- ・近隣県(東北・北海道ブロック)との連絡調整
- ・判定制度の周知等
- ・宅地判定士の養成・登録促進
- ・判定調整員の養成
- ・本部要員の養成
- ・判定資機材の備蓄 など

② 危険度判定の実施

- ・実施本部の業務
- ・支援本部の業務
- ・宅地判定士の業務
- ・判定調整員の業務

令和5年度
北海道被災宅地危険度判定士養成講習会
(制度編)

ご清聴ありがとうございました

北海道建設部まちづくり局都市計画課開発指導係